

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：株式会社イトウ建材店（法人番号6410001006544）
業者の住所：秋田県鹿角市十和田毛馬内字城ノ下74-10
2. 指名停止措置期間：令和4年4月14日から令和4年7月13日まで（3か月）
3. 指名停止措置の範囲：東北防衛局管内
（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県）
4. 事実概要：
（株）イトウ建材店の会長は、秋田県鹿角市発注工事の入札において、前鹿角市長から入手した情報を基に落札したとして、令和4年3月2日、秋田県警に公契約関係競売等妨害の疑いで逮捕された。
5. 指名停止措置理由：
上記のことは、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第10号（競売入札妨害又は談合）に該当するため、指名停止措置を行うものである。

参考

- 「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2（抜粋）

措置要件	期間
(競売入札妨害又は談合) 10 他の公共機関の職員と締結した工事請負契約等に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から 3月以上12月以内